

【フランス】健康的で安定した食料供給に関する法律

海外立法情報課 安藤 英梨香

* 2018年10月30日、持続可能で安定した食料供給、環境保護、動物福祉及び健康的な食事に関する規定を盛り込んだ、健康的で安定した食料供給に関する法律が成立した。

1 背景

フランスでは、2017年7月20日から12月21日まで、マクロン大統領の公約どおり、政府主導で農業従事者並びに食品の流通業者、加工業者及び小売業者による食品全体会議（États généraux de l'alimentation）が開催された。この会議では、今後の目標として、①フランスの食料主権を確保する、②健康に良い食品及び環境を尊重する食品を選択することを奨励する、③全ての人々が平等に質の良い安定した食料供給を受けられるようにすることが定められた。

この目標を実現するため、2018年10月30日に、「農業部門と食品部門の商業的關係の均衡及び健康的で安定した全ての人々がアクセス可能な食料供給のための法律第2018-938号」¹が成立し、11月1日に公布された（同日施行）。

2 概要

この法律は全4章98か条から成り、農事海洋漁業法典（code rural et de la pêche maritime）、商法典（code de commerce）、消費法典（code de la consommation）及び環境法典（code de l'environnement）等を改正している。

(1) 持続可能で安定した食料供給

農業部門と食品流通部門の商業的關係の均衡を図るため、農家と食品流通業者との価格交渉の枠組みが規定され、契約の際には、生産にかかった費用を特に考慮しなければならないこと、生産費用の変動の場合には交渉のやり直しがより容易にできるようにすることが定められた。

過度な価格競争を抑制し安定した供給を可能にするため、この法律の施行から4か月以内に、政府は憲法第38条に基づくオルドナンスという委任立法の形式²により、2年間、次の措置をとることができる。大手スーパー・デパートチェーン店は、物流費用を賄うため、食料品を少なくとも仕入値以上で販売しなければならない。また、食料品について、販売促進のための割引の枠組みを規定し、割引を参考価格の3分の1まで、総量の4分の1までに制限する。

(2) 環境保護

遅くとも2025年1月1日から、外食産業、学校教育機関及び6歳未満の児童の保育施設において、加熱、再加熱及び提供の際にプラスチック製の容器を使用することが禁止される。人口2千人未満の市町村等においては、遅くとも2028年1月1日から禁止される。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年12月5日である。

¹ Loi n° 2018-938 du 30 octobre 2018 pour l'équilibre des relations commerciales dans le secteur agricole et alimentaire et une alimentation saine, durable et accessible à tous. <https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000037547946>

² 政府の要請に応じて国会が授権法律により本来法律で定めるべき事項について授権を行った場合、政府はオルドナンスという形式で法規を制定する。オルドナンスはその公布の日から発効し、授権法律に定める期間内に政府が追認の法律案を提出しなければ失効するが、追認の法律案が可決されれば法律としての効力を持つ。

また、遅くとも 2020 年 1 月 1 日から、学校教育機関の食堂や売店等食品を提供する施設において、プラスチック製の飲料水のボトルを使用することが禁止される。ただし、飲料水の水道網が普及していない地域及び飲料水の使用が制限されている地域においては、禁止されない。

さらに遅くとも 2020 年 1 月 1 日以降、既に規定されていた使い捨てのカップ及び皿等に加え、新たにストロー、カトラリー、ふた、楊枝、仕切りのある食用皿、アイスクリームの容器、サラダボウル、缶及び飲料用のかきませ棒についても、堆肥化可能なもの及びバイオマス資源製品を除いて、プラスチック製のものを市場に出してはならないこととなった。

(3) 動物福祉

管理下にある動物に対して不適切な取扱いをしたことについて罰則が適用される者の範囲が拡大されると共に、罰則も強化された。既に規定されていた動物の繁殖、販売、訓練等の事業経営者に加えて、新たにと畜事業及び生きている動物の輸送事業を営む者にも、罰則が適用される。また、動物の不適切な取扱いには、1 年の拘禁刑及び 15,000 ユーロ³の罰金が科されることとなり、これまでの 6 か月の拘禁刑及び 7,500 ユーロの罰金から大幅に引き上げられた。

また、同法の施行日から、産卵鶏のケージ飼育用施設の新設及び改装が禁止される。

さらに、同法の施行日から 6 か月以内に、動物の福祉に関する規則の適用の有効性を評価するために、任意で、と畜場等における放血及びと畜の現場をビデオによって管理する 2 年間の試行措置が開始される。

(4) 健康的な食事

1 日平均 200 人以上に食事を提供する外食産業事業者に対しては、提供する食事における、藻類や昆虫などを含むタンパク源の多様化推進について、複数年にわたる計画を提出する義務が定められた。

また、遅くとも 2019 年 10 月 30 日から 2 年間、学校教育機関において食事を提供する事業の運営者は、実験的に、少なくとも 1 週間に 1 度、ベジタリアンメニューを提案しなければならない。このベジタリアンメニューには、動物性又は植物性タンパク質を含めることができる。

さらに、2022 年 1 月 1 日以降、外食産業事業法人は、エコラベルの表示があるなど品質向上の推進又は環境保護に寄与している製品を 50%以上、バイオ製品⁴として認定を受けた製品を 20%以上使用する義務を負う。

(5) 削除された規定

同法は、上院議員 60 人の請求により憲法院の合憲性審査に付され、2018 年 10 月 25 日の憲法院の判決により、23 か条が削除された⁵。削除された項目の中には、ステーキやソーセージなどの動物性製品に関連する用語を植物性製品の名称に使用することを禁じる規定や、ハチミツ生産者を対象とした原産地明示義務の規定などが含まれていた。

³ 1 ユーロは約 130 円（平成 30 年 12 月分報告省令レート）。

⁴ 非遺伝子組換え、生物多様性への配慮などを始めとする様々な基準を満たした上で、認定機関による認定を受けたものは、バイオ製品として販売できる。経済・財務省及び行動・公会計省合同のポータルサイト <<https://www.economie.gouv.fr/dgccrf/Publications/Vie-pratique/Fiches-pratiques/Agriculture-biologique>>

⁵ 通常法律は、大統領、首相、両院議長又は 60 人以上の議員の請求により合憲性審査に付される。法律の一部が違憲とされた場合、該当部分が法律全体と不可分でない限り、該当部分を削除して法律を施行することができる。